

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
(前 略)							
別表 1 (第 4 条関係) } (略)				別表 1 (第 4 条関係) } (同 左)			
別表 2 (第 5 条及び第 6 条関係) }				別表 2 (第 5 条及び第 6 条関係) }			
別表 3 (第 8 条関係)				別表 3 (第 8 条関係)			
1 組 織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者	1 組 織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者
総務部	京都大学創立 12 5 周年記念事業の 実施に係る事務に 関し、企画立案、連 絡調整その他必要 と認められる事項 を行うこと。	京 都 大 学 創 立 1 2 5 周 年 記 念 事 業 準 備 室	総務担当の 理事	総務部	渉外に係る事務に関 し、総務部長を助け、 及び管理すること。	渉 外 担 当 部 長	総務部長
	渉外に係る事務に関 し、総務部長を助け、 及び管理すること。	渉 外 担 当 部 長	総務部長				
	リスクの分析及び管 理並びに危機管理関 係規則、行動計画等 の策定に係る事務に 関し、総務部長を助 け、及び管理するこ と。	企 画 管 理 主 幹					
(略)				(同 左)			
別表 4 (第 9 条関係) } (略)				別表 4 (第 9 条関係) } (同 左)			
別表 5 (第 1 4 条関係) }				別表 5 (第 1 4 条関係) }			
				附 則 (令和 4 年達示第 9 5 号) この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。			